

秋田県条例第十四号

秋田県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

秋田県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年秋田県条例第六十四号）の一部を次のように改正する。
第三十四条の二を次のように改める。

（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例）

第三十四条の二 規則で定める要件に適合する指定小規模多機能型居宅介護事業者等（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者又は同令第六十一条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）が地域において児童発達支援が提供されていないことその他の地域における児童発達支援の提供の状況により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対し指定小規模多機能型居宅介護等（同令第六十二条に規定する指定小規模多機能型居宅介護又は同令第六十七条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。）のうち通いサービス（同令第六十三条第一項又は第六十一条第一項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。）を提供する場合には、当該通いサービスを基準該当児童発達支援と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等（同令第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は同令第六十一条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節（第三十二条（第十四条第二項及び第三項の規定を準用する部分に限る。）を除く。）の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については、適用しない。

第四十三条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前二項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所には、規則で定めるところにより、次に掲げる従業者を置かなければならない。

一 嘱託医

二 看護師

三 児童指導員又は保育士

四 機能訓練担当職員

五 児童発達支援管理責任者

第四十五条に次のただし書を加える。

ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所にあつては、その利用定員を五人以上とすることができる。

第四十七条中「第十九条まで、第二十一条から第二十四条まで、」を「第二十四条まで及び」に改め、「及び第四十条」を削り、「第四十条各号」を「第二十条各号」に改める。

第四十九条の次に次の一条を加える。

（利用定員）

第四十九条の二 基準該当放課後等デイサービス事業所は、その利用定員を十人以上とする。

第五十条中「第十九条まで、第二十一条から」、「第四十条」及び「第四十五条」を削り、「第四十条各号」を「第二十条各号」に改める。

第五十七条第一項中「第四十三条並びに」を「第四十三条第一項、第二項及び第四項並びに」に、「第三項中「指定放課後等デイサービス事業所」を「第四項中「指定放課後等デイサービス事業所」に改める。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。